

せいか365健康ポイントカード利用規約

第1条 カードの取扱

1. 健康ポイントカード（以下「本カード」とする。）は、利用者本人のみが利用できるものとし、第三者への貸与、譲渡及び販売等の行為は行ってはいけません。
2. 本カードの有効期限はございません。

第2条 カード利用及びポイント利用等

1. 健康ポイントの付与
健康ポイントの付与は、せいか365健康ポイント事業（以下「本事業」）の対象事業（以下「対象事業」という。）の参加受付時に本カードをご提示ください。対象事業終了後に、本カードの不携帯等を理由に健康ポイントの付与を受けることはできません。
2. 健康ポイントの有効期限
付与された健康ポイントの有効期限は、各年度の3月31日までとなります。年度末をもって残りのポイントは失効します。
3. 健康ポイントの交換
獲得された健康ポイントは、100ポイントでクーポン券1枚と交換できます。交換には、本カードを持参の上、クーポン発券機が設置されています以下の場所にお越しください。
①精華町役場庁舎2階 健康推進課窓口前 平日の8時30分～17時15分
②アピタ精華台店西館1階 グッドネス グッドネス営業時間内
4. 特典内容
クーポン券は、健康ポイント協賛店において提供される特典を受けることができます。特典は1回につきクーポン券1枚までの利用となります。
5. クーポン券の有効期限
クーポン券に有効期限の記載があります。有効期限を超えると無効になります。

第3条 カードの破損・紛失等

1. 本カードには、個人情報かわからないようにすべて番号管理をしておりますので、紛失した場合にも個人情報が流出する恐れはございませんのでご安心ください。
2. 本カードを破損・紛失等をしたときは、参加申込書の提出により本カードを再発行いたします。ただし、既に付与した健康ポイントについては無効となります。
3. 再交付した後に、紛失したカードが見つかったときは、健康推進課まで返還してください。

第4条 利用者情報の管理、利用等

1. 個人情報については、「精華町個人情報保護条例」その他、個人情報の保護に関する法令を遵守し、適正な管理を行います。
2. 対象事業で取得した個人情報は以下の目的以外では利用いたしません。
①お問い合わせ、ご相談への対応のため
②アンケート調査のため
③対象事業や健康に関する情報提供のため
④前各号ほか、利用者の事前に同意を得た目的のため

第5条 登録内容の変更等

1. 本事業の参加申込書による登録内容に変更が生じたときは、せいか365健康ポイント事業登録変更届を健康推進課に提出してください。
2. 本事業への参加を取り止めるときは、本カードを健康推進課まで返却してください。

第6条 規約等の変更及び特典内容の変更、終了

本利用規約および特典の内容は、利用者の事前承諾なく変更または終了をする場合があることを予めご了承ください。